



(社医) 雪の聖母会発 26 第 172 号

平成 26 年 9 月

関係各位

社会医療法人雪の聖母会
聖マリア病院
病院長 島 弘志

初診時選定療養費の徴収額変更・時間外選定療養費の徴収について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。当院の運営に際しましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当院は運営方針に『救命救急医療を通じ、断らない医療を推進する』との文言を掲げ、年間 9,000 件近くの救急車搬入と年間 50,000 件近くのウォークイン診療に対応して参りましたが、昨今の診療情報提供書を持参されない自主来院の患者様には患者様自身の私的な理由（仕事や家庭行事等）による時間外の受診、いわゆる自己都合によるものが少なくありません。

これまで当院では、地域かかりつけ医の先生方との役割分担、機能分化を推進する目的において「初診時選定療養費」を徴収しておりましたが、この選定療養費の徴収に関する運用を下記の如く変更することと致しましたのでご案内申し上げます。

今後も当院の果たすべき責務を全うし、職員一丸となって地域医療の発展に寄与したいと考えております。変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 徴収開始日 平成 26 年 10 月 1 日（水）
2. 徴収金額
 - ・初診時選定療養費（税込） 3,240 円（1,500 円からの変更）
 - ・時間外選定療養費（税込） 3,240 円（新規導入）

当院では、夜間等の時間外診療における処方日数を、日中にかかりつけ医を受診するまでの必要量（原則 1 日分。連休期間中であればその日数分）に変更致します。それを超える量の処方をお求めになる患者様は自己都合による受診と判断し、時間外選定療養費の徴収対象とさせていただきます。

但し、救急車搬入（一部を除く）や紹介による受診、久留米広域小児救急センターの受診、入院加療を要する受診の場合には、当該料金を徴収致しません。

以上